

5. 其の他重要事項。

(理事会)

第16条 理事会は会長、副会長、理事をもつて構成し会長が必要と認めたととき招集する。

(理事会の議決事項)

第17条 理事会ではこの規約に定めるものの外、次のことを議決する。

1. 事業の執行に関すること。
2. 財産管理に関すること。
3. 総会の議案に関すること。
4. 其の他会長が必要と認める事項、又理事の四分の一以上の同意の上提案された事項。

(常任理事会)

第18条

1. 常任理事会は会長、副会長、常任理事、会計理事、事務局長、をもつて構成する。
2. 常任理事会は基本事項及び緊急を要する事項について協議執行する。
3. 前項の協議執行した件について理事会に報告し承認を受けなければならない。

第5章 会 計

(経費の支弁)

第19条 経費は入会金、会費、賛助会費、事業から生ずる収入、寄付金及び其の他の収入をもつて支弁する。

(会費及び入会金)

第20条

1. 会費は年額とし、総会で定める。
2. 入会しようとする者は、入会金を納入しなければならない。

(特別会計)

第21条 必要あるとき理事会の議決により特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第22条 会計年度は5月1日に始まり翌年4月30日に終る。

第6章 部会・委員会

(部 会)

第23条 第3条の事業遂行のため次の部会を設ける。

1. 総務部会 組織運営に関する事務、事業の調査企画、広報活動、他の部会に属さない事項。